

# 気象警報による休講措置について

気象警報による休講は、暴風警報が大阪府に発表されたときとします。また、授業時間中に暴風警報が発表されたときは、授業を中止して休講とします。

なお、暴風警報が解除された時刻により、次のとおりとします。

- 午前6時まで解除されたときは、平常どおり授業をおこないます。
- 午前10時まで解除されたときは、1学年は3時限目から、2学年以上は午後1時以降の授業をおこないます。
- 午後1時まで解除されたときは、1学年は4時限目から、2学年以上は午後3時以降の授業をおこないます。
- 午後1時を過ぎても解除されないときは、全時限休講とします。
- なお、交通機関の運行停止による休講措置は次のいずれかに該当する場合があります。
  1. 南海電鉄が運転停止となったとき
  2. JR西日本「大阪環状線」及び大阪市営地下鉄が同時に運行停止になったとき
- 上記以外に、特別な状況に応じて、授業を短縮又は休講とすることがあります。
- 休講の場合は、各自、自己学習に努め、安全に配慮してください。

以上